

EY Taiwan JBS NEWSLETTER

December 2023



EY Taiwan

JBS NEWSLETTER

- December 2023 -

所得税法第25条第1項の適用と検討

▶ はじめに

ビジネスのグローバル化に伴って、台湾における事業も多角化する外資系企業が増えています。しかし、台湾源泉所得を獲得するにあたって、事業の複雑さ等の理由により、それに関連する事業の原価費用の計算が困難になることがあります。この場合、所得の総額を基に申告納税することになります。この方法によると、納税者は重い税負担に直面します。

所得税法第25条第1項では、上記のような状況を考慮し、より優遇された計算方法を定めています。つまり、一部の対象事業について、法規定に定められる割合に基づいて所得額を計算し、この所得額に基づき税金を計算することができます。これにより、原価費用の計算の困難による税負担が軽減され、円滑な事業運営が促進されます。ただし、この規定の適用にあたっては、納税者は関連する法規定を確実に順守する必要があります。

今月のJBS NEWSLETTERでは、所得税法第25条第1項の優遇措置についてご説明いたします。

▶ 今回お伝えしたいポイント

- ▶ どのような場合に所得税法第25条第1項の優遇税制を適用することができるか
- ▶ 所得税法第25条第1項の法規定の整理
- ▶ 所得税法第25条第1項の申請が承認されない見受けられる事例

本ニュースレターの内容は、一般的な情報を参考までに提供するものです。具体的な個別の案件に対するアドバイスが必要な場合は、EY台湾にご相談ください。本ニュースレターの内容について、ご不明な点等がございましたら、いつでもサポートをいたしますので、ご遠慮なくお申し付けください。

所得税法第25条第1項の適用と検討



所得税法第25条第1項はどのような場合に適用されるか

- ▶ 台湾境外の事業者への支払いの度に源泉税の源泉徴収を行う必要があり、その重いコスト負担に悩んでいませんか。

グループ間のサービス費用の支払いにもかかわらず、なぜ源泉税がこれほどまで多額なのか、質問されたことはありませんか。

台湾境外の事業者に支払われるサービス費用の源泉税を効果的に削減する方法がないものか、考えたことはありますか。

このような問題にあたって、所得税法第25条第1項が納税者に対してどのような優遇措置を提供しているか、以下、説明します。

事例説明

- ▶ まず、異なる状況下において、租税優遇がそれぞれどのように適用されるかを理解するために、いくつかの事例を紹介します。

事例背景

- ▶ 日本のA社は、台湾子会社のB社に販売アプリのインターフェースの開発、統合、テスト、メンテナンス等の技術サービスを提供し、B社はA社から割り当てられたタスクをより適切に遂行できるよう支援しています。当該アプリの所有権は台湾子会社B社に属します。A社は四半期ごとにサービス報酬を請求し、サービスから生じる源泉所得に関連する源泉税は、台湾子会社B社が全額負担しています。



状況1

子会社B社は、二重課税を回避し、税負担を軽減するため、台湾と日本間の租税協定第7条における事業利益の免税申請についてA社をサポートしたいと考えています。当該サービスから得られる所得は台湾において課税されるべきではなく、日本にその課税権があると主張しています。

- ▶ 上記の状況においては、台湾は日本と租税協定を締結しているものの、台湾子会社B社はA社の台湾における恒久的施設(Permanent Establishment)として認定されるリスクが高く、租税協定の優遇措置の適用が拒否される可能性が高いと考えられます。
- ▶ しかし、租税協定の優遇措置は適用できないものの、子会社B社の税負担を軽減するため、「所得税法第25条第1項」又は「所得税法第8条に基づく中華民国源泉所得認定原則第15の1」の適用を検討することができます。



補足:

所得税協定でいう「恒久的施設」とは、事業を行う一定の場所があり、企業がその事業の全部又は一部を行っているものを指し、事業の管理場所、支店、事務所、工場、作業場等が含まれます。また、建築工事もしくは据え付け工事のうち、6ヶ月を超える場合も恒久的施設とみなされます。

所得税法第25条第1項の適用と検討



所得税法第25条第1項はどのような場合に適用されるか(続)



状況2

子会社B社は、A社にその他の租税優遇の申請をサポートしたいと考えており、「所得税法第8条に基づく中華民国源泉所得認定原則第15の1」(※)のメリットとデメリットを分析し、子会社Bのニーズに合うかどうかを検討しています。

- ▶ 上記の状況について、そのメリットとデメリットを以下の通り、分析します。
- ▶ メリット:
 - a) 子会社B社が実際に源泉税を負担していることを証明できれば、子会社B社は、A社からの授權書を取得せずに自ら申請することができます。
 - b) 当該申請を適用することができるサービスの範囲は比較的広範です。
- ▶ デメリット:
 - a) 当該租税優遇を申請する場合の優遇の程度は、その事業項目の属する業界の利益率によります。また、貢献度の証明が非常に困難であるため、その優遇の効果は所得税法第25条第1項に及ばない場合が多いと言えます。
 - b) 当該申請の適用にあたって、関連する対価が実際に支払われる前に許可証を取得する必要があります。



※源泉所得認定原則第15の1については、以下をご参照ください。

JBS NEWSLETTER 10月号ー『クロスボーダー取引における源泉税の負担軽減方法～台湾における事前申請について』



状況3

上記分析の結果、子会社B社はさらに大きな租税優遇の効果を希望し、最終的に「所得税法第25条第1項」を申請することを選択しました。

- ▶ 上述の状況を踏まえると、子会社B社は、まず、直面する可能性のある以下の課題を理解し、対応する必要があります。
 - a) 申請対象となるサービスが所得税法第25条の規定の内容に該当するか。
 - b) 対象となるサービスに該当していることを確認した後、他の申請条件を満たしているか。
 - c) 申請期限は、現行法令規定に準拠しているか。
 - d) 申請書を誤って異なる審査機関に送付することによる審査期間の長期化を避けるため、申請を受理する主管機関をあらかじめ確認する。
 - e) 申請許可の成功率を高めるため、また、スムーズに審査プロセスを進めてもらうため、必要書類が規定に準拠しているか、事前に準備できることがないか確認する。
 - f) 申請が承認されなかった事例の理由を確認し、事前に契約内容に不備がないか確認する。
- ▶ 次ページ以降では、上記の課題に関連する規定について説明します。

所得税法第25条第1項の適用と検討

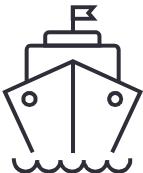
所得税法第25条第1項

台湾境外に本社を置く営利事業者であり、台湾境内の事業運営によって台湾源泉所得があり、かつ、関連する条件を満たす場合、所得税法第25条第1項の租税優遇を申請することができます。詳細について、以下、説明します。

適用条件

1. 台湾境内にて次のいずれかの事業に従事していること:

- a. 国際運輸業務 b. 建設請負工事 c. 技術サービスの提供 d. 機械設備のリース



2. 原価費用の配賦計算が困難であること。

優遇内容

- ▶ 台湾境内の営業収入について、国際物流についてはその10%、その他の事業についてはその15%をみなし利益率として適用し、台湾境内の営利事業所得の額とすることができます。

事例による説明

- ▶ 日本のA社は、台湾で販売アプリのインターフェースの開発、統合、テスト、メンテナンス等の技術サービスを提供しており、四半期ごとにNTD100万元のサービス報酬を受け取っています。

□ 本来の源泉税額の計算方法:

$$\begin{aligned} \text{サービス収入} &= \text{課税所得} = 100\text{万} \\ 100\text{万} \times 20\% \text{ (源泉税率)} &= 20\text{万} \text{ (納付すべき税額)} \end{aligned}$$

□ 所得税第25条第1項の適用申請後の計算方法:

$$\begin{aligned} \text{サービス収入} \times \text{みなし利益率} 15\% &= \text{課税所得}: 100\text{万} \times 15\% = 15\text{万} \\ 15\text{万} \times 20\% \text{ (源泉税率)} &= 3\text{万} \text{ (納付すべき税額)} \end{aligned}$$

申請期限

- ▶ 申請日と対価の受領日の期間は、行政手続法第131条第1項に規定する請求権の時効期間(現行法の基準では10年)を超えることはできません。

所得税法第25条第1項の適用と検討

審査を担当する機関



申請者が台湾境内に固定の営業場所を有する場合、審査機関は当該固定の営業場所の所在地の管轄国税局となります。



申請者が台湾境内に固定の営業場所を有していないが、営業代理人を有する場合、審査機関はその営業代理人の所在地の管轄国税局となります。

申請者が台湾境内に固定の営業場所を有しておらず、営業代理人を有するものの営業代理人が約定に基づき代金の受領は行わない場合、審査機関は支払者の所在地の管轄国税局となります。



申請者が台湾境内に固定の営業場所も営業代理人も有していない場合、審査機関は支払者の所在地の管轄国税局とします。

申請に必要となる書類

- ▶ 外国営利事業者が所得税法第25条第1項に規定する所得額の計算を申請するための申請書
- ▶ 既に締結・発効済みの契約書の写し
- ▶ 申請者が代理人に委託して申請をする場合、委任状の正本を添付する必要がある
- ▶ 一般的に、サービス提供の事実を証明できる書類を併せて提供することにより、審査期間は早まる
- ▶ 対象のサービス契約が初めての申請でない場合、前回の申請許可記録を添付することにより、審査期間は早まる



所得税法第25条第1項における事業の定義

国際運輸業務

- ▶ 国際運輸業務には、定期用船契約、航海用船契約、及び国際運輸業務の経営と補充関係又は付帯関係にあるコンテナ、設備のリースにより得られた収入が含まれます。運輸方法は海運及び空運に分けられ、収入の範囲は以下の通り定義されています：



台湾境内での旅客輸送及び貨物輸送から受け取るすべての運送費

* 裸用船契約は機械設備のリースに該当し、国際運輸業務の範囲に含まれない。



旅客輸送：台湾境内の出発地と台湾境外の最初の停留所の間の運送費



貨物輸送：貨物を輸送するための運送費全額

* 輸出貨物を運送する国際航空運送事業者が、航路制限等の事由によって運送中に貨物を他の国際航空運送事業者の航空機に移譲する場合には、当該国際航空運送事業者が実際に運送した航空運送費にて計算をする。

所得税法第25条第1項の適用と検討

建設請工事

- ▶ 建設請工事の範囲:建設工事、取り付け・据え付け工事、機械電気工事、河川しゅんせつ等の工事等が含まれますが、実際の適用状況は、個々の案件によって異なることがあります。
- ▶ 取引内容:設計、台湾内外での設備の調達、据え付け、テスト、訓練等の関連サービス。
- ▶ 申請時の審査のポイント:
 - a) 関連する技術及び知識を導入するもので、その技術・知識は工事の品質や安全性に関連していること。
 - b) 施工に必要な材料、設備、計器、技術者、関連技術情報文書、設計図面の作図及び工事管理の価格が共同性及び不可分性を有するもの。
 - c) 工事の進捗率に応じて工事費を支払うもの。
- ▶ 総合請負の場合、すべての収益が課税対象となり、他の下請業者が請け負った部分の完成工事高を差し引くことはできません。

機械設備のリース

- ▶ 機械設備の範囲:
 - a) 生産用設備:これには、生産ラインの機械、産業機械、製造装置等、製品の生産やサービスの提供に直接的又は間接的に使用される機械や設備が含まれる。
 - b) 事務用設備:日常の事務業務で使用される設備で、例えば、パソコン、プリンター、ファクス、電話システム等が挙げられる。
 - c) 輸送設備:各種の交通手段が含まれ、例えば、トラック、船舶、航空機等が挙げられる。
 - d) 通信設備:基本的な電話システムからハイテク通信設備まで多岐にわたり、例えば、海底ケーブル、衛星トランスポンダ、インターネット等が挙げられる。
- ▶ 機械設備は業務用に限られ、展示又はその他目的で貸し出す場合には機械設備のリースの申請対象外となります。
- ▶ 既に台湾境内で同じ設備をリースしている事業者がいる場合には、担当審査官はその審査にあたって、関係会社間のリースであるかどうかを確認し、契約金額の妥当性の審査が厳しくなる可能性があります。

技術サービスの提供

- ▶ 技術サービスの範囲:
 - a) マーケティング及びマネジメント:一般事務業務以外の技術管理サービス。例えば、専門的なマーケティング企画やプロジェクト管理等。
 - b) 技術の提供:技術性の高いサービスの提供。例えば、据え付け、監督、テスト、認証、メンテナンス、コンサルティング、支援、設計、計画、教育トレーニングサービス、電気通信サービス等。
 - c) 技術性の高い研究開発活動。例えば、革新的な製品の研究開発等。
 - d) 情報処理:システムとデータ処理。例えば、データ分析、システム開発、テスト、保守等。
- ▶ 技術サービスには一定の専門性と高度な技術が含まれる必要があり、実際に適用可能かどうかについては主管機関の認定に基づきます。
- ▶ 一般的に、技術サービスの性質はロイヤリティーの性質と重なることが多く、一方で、ロイヤリティーは適用対象外となっています。当該理由で認められない事例が多い点、留意する必要があります。

所得税法第25条第1項の適用と検討



所得税法第25条第1項の申請が承認されない見受けられる事例

- ▶ 主管機関は、所得税法第25条第1項に規定する事業内容に該当するかどうかを申請対象の契約の内容に基づき判断します。審査において承認されない理由は、大きく2つの要因に分かれます。1つは、申請対象の契約がロイヤリティーに該当するか、又はロイヤリティー収入が含まれる場合で、その性質が所得税法第25条第1項の優遇範囲に該当しないものです。もう1つは、「技術サービスの提供」の判断において、るべき専門性や高度な技術が備わっていないことです。

ロイヤリティーの性質とは

- ▶ ある権利又は特定の使用権を取得するための契約対価は、ロイヤリティーの性質に該当します。技術サービスの提供にあたって、契約上、買い手に直接技術サービスを提供するものであるか、それとも売り手に関連する技術や権利を買い手に使用させるものであるかを確認することが簡単な判断方法です。後者の場合、このような契約項目はロイヤリティーの範囲となります。

機械設備のリースがロイヤリティーの性質に該当する場合

- ▶ リース設備を実際の業務用ではなく展示目的で使用する場合、出展者が支払う対価は当該作品や設備を展示する権利となるため、受け取る報酬はロイヤリティー収入となります。
例えば、有名人のろう人形、芸術作品、文学作品及び科学作品等。

技術サービスの提供がロイヤリティーの性質に該当する場合

- ▶ サービスの提供により作成されたレポートや文書について、そのレポートの著作権が作成者に帰属する場合、当該レポートや文書の使用による収入はロイヤリティー収入に該当し、契約金額からその使用料を区分して申請範囲から除外する必要があります。
- ▶ 専属の技術情報や秘密の方法を提供する場合、その報酬はロイヤリティー収入となります。例えば、シェフによる飲食サービスは特別な料理レシピの提供、教育訓練が秘密の方法の提供に該当し、電子データ送信によるビジネス情報やその他の専属の情報の提供等が含まれることがあります。
- ▶ システム・アプリケーションのソフトウェアライセンス、及びソースコードのライセンスは、売り手に帰属するため、受け取る報酬はロイヤリティー収入となります。
- ▶ 技術サービスの過程において、モデル、ソフトウェア、システム等を買い手に提供又はライセンス供与する必要がある場合、その報酬はロイヤリティー収入となります。例えば、市場調査レポートを作成するために使用するモデル、ソフトウェアが含まれます。



補足:

ロイヤリティー収入とは、特許権、商標権、著作権、秘密の方法、各種特許権利等を他人に使用されることにより得られるロイヤリティーから、必要な損失や費用を差し引いた残額を言います。

所得税法第25条第1項の適用と検討

その他法令の規定に当てはまらない事業性質とは

- 所得税法第25条第1項には、申請可能な対象となる事業内容が明確に定められていますが、場合によっては判断が難しい場合があります。一般的な例を以下に説明します。

国際運輸業務の報酬に該当しない場合

- 運輸業でよく見られる裸用船契約は、貸し手が国際運輸事業を行う目的ではないため、船舶のリースとしてのみ認められ、獲得する収入は国際運輸事業からの収入ではなく、機械設備リースとして申請を適用する必要があります。

技術サービスの報酬に該当しない場合

- 人材派遣サービスについては、その技術は派遣サービス自体ではなく派遣された人材にあるため、サービス自体は技術性が高いものではなく技術サービスに該当しません。
- グループ内管理サービスのうち、一般管理事務に該当する場合、高度な技術を必要としないものとして、その報酬が技術サービス報酬に該当しません。
- 外国の引受機関や預金機関が台湾境内の発行会社やその株主から受け取る引受手数料や手数料収入は、無形資産の報酬又はボーナスの性質、あるいはサービスのレベルとは関係のない収入であり、技術サービス報酬に該当しません。
- シェフの雇用等、個人のためのサービスや人材派遣サービスの場合、その報酬は技術サービス報酬に該当しません。
- トラブルシューティングデータベースの提供やデータ取得・情報伝達等は、専門的な技術や知識の提供を伴わないとして、技術サービスに該当しません。

審査原則条文の改訂に係る説明

これまでの説明の通り、所得税法第25条第1項の適用可否にあたっては、主管機関が「外国営利事業者が所得税法第25条第1項を適用して所得を計算する案件の審査原則」に従って審査を行います。当該原則について、財政部は2023年5月29日に改訂及び一部の追加条文を公表しました。今回の改訂内容は以下の通りです：

申請期限の調整

- 行政手続法の改正に伴い、申請期限は収入獲得日より5年から10年に延長され、また、従来の条文における年限の記載が削除され、行政手続法の関連法令に準じるとの記載へ変更されました。

必要書類の緩和

- 契約書の準備について、署名された契約書が外国語である場合、従来の規定では契約書正本の中国語訳の提供が必要となっていましたが、改訂後は管轄税局の許可を得ることを前提に、一部の翻訳又は英訳も認められるようになりました。

許可期間の上限

- 改訂前では、主管機関の許可期間が明確に定められていませんでしたが、改訂後は契約期間内とし、上限は5年となりました。許可期間満了後は再度申請する必要があります。



補足:

改訂前(2023年5月29日以前)に申請許可証を取得している案件については、当初の許可期間が適用され、当初の許可期間終了後に再度申請を行うものとされています。

所得税法第25条第1項の適用と検討



関連税法規定

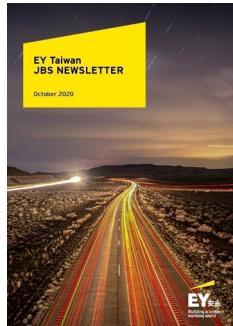
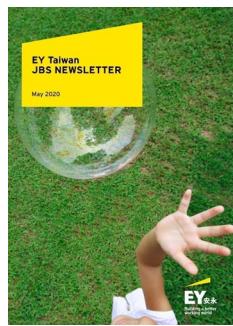
法令	内容
所得税法第25条第1項	本社機構を台湾境外に持つ営利事業者が、台湾境内で国際運輸業務、建設請負工事、技術サービスの提供あるいは機械設備のリース等の業務を営み、その原価費用の配賦計算が難しい場合、台湾境内において支店あるいは代理人の有無を問わず、財政部に許可を申請すること又は財政部の査定を受けることにより、国際輸送業務の場合は当該営利事業の台湾境内営業収入に対する10%を、それ以外の業務の場合は台湾境内営業収入に対する15%を、それぞれ台湾境内的営利事業所得額とすることができます。ただし、第39条における欠損金控除に関する規定を適用しない。
所得税法第8条に基づく 台湾源泉所得認定原則 第15の1	台湾境内に固定の営業場所及び営利代理人を有しない外国営利事業者が、本法第8条第3項に規定する役務報酬又は本法第9項に規定する事業利得を受領することについて、その収入を得る前であれば、関連する証明書類を徴税機関に提出することで、利益率の適用及び台湾境内的利益貢献度の申請を行うことができる。この場合、当該利益率及び貢献度に基づき所得税額を計算し、本法の規定に従って申告・納税するか、又は支払時に所定の源泉税率に基づき源泉徴収義務者によって源泉徴収される。 源泉徴収義務者が前項に規定する外国営利事業者の台湾源泉所得を支払うことについて、台湾源泉所得に対する源泉税額を実際に負担していることを証明できる書類を提示できる場合、当該収入を支払う前であれば、関連する証明書類を徴税機関に提出することで、利益率の適用を申請することができ、当該利益率に基づき所得税額を計算し所定の源泉税率に基づき源泉徴収を行うことができる。



JBS NEWSLETTER バックナンバーのご案内

JBS NEWSLETTERについて

EY台湾では、JBS NEWSLETTERとして、台湾における日系企業向けに、その時々の会計、税務、法令にかかるトピックに応じた内容を、日文と中文にてお届けしています。



バックナンバー

発行月	タイトル
2023年11月	従業員の給与・インセンティブの税務上の費用計上に係る規定整理
2023年10月	クロスボーダー取引における源泉税の負担軽減方法～台湾における事前申請について～
2023年9月	産業創新条例第10の2条の改正「台湾版CHIPS法」について
2023年8月	グローバル人材の確保－外国人が台湾に入境するための複数の方法に関する検討
2023年7月	営利事業者の棚卸資産の廃棄に関する留意事項
2023年6月	国税局がどのように法人所得税の過少申告を発見しているか～その一般的な方法～
2023年5月	新任台湾管理者向け台湾制度基礎(営業税・源泉税・租税協定・移転価格税制)
2023年4月	新任台湾管理者向け台湾制度基礎(会計決算・法人所得税概要)
2023年3月	台湾における3層構造の移転価格文書の規定
2023年2月	台湾における個人所得税の基本事項及び留意事項～2022年度分の申告に向けて～
2023年1月	外国人に適用される台湾の退職金規定と退職所得にかかる課税について
2022年12月	移転価格税制上の留意事項(営業外の投資、比較可能対象等)
2022年11月	入境開放-アフターパンデミックでの人材異動に係る台湾入境ガイド

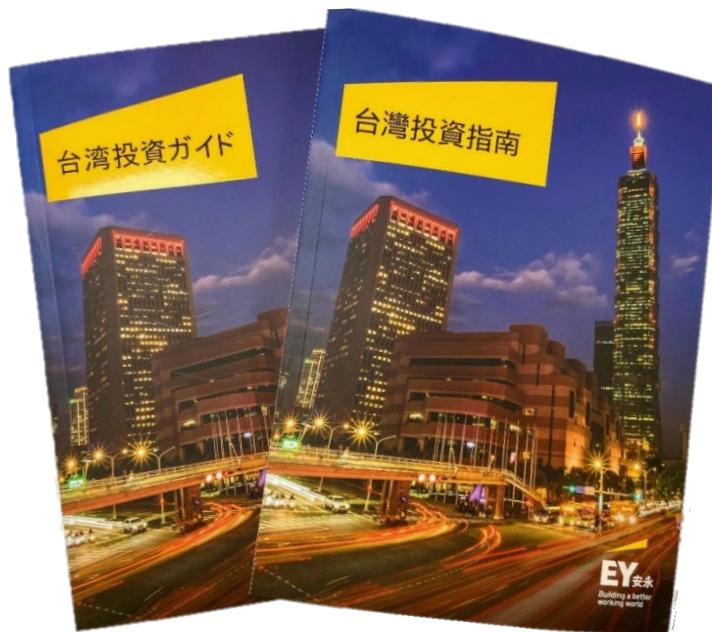
バックナンバーの購読のご要望は、ご遠慮なく、当NEWSLETTER最終ページの連絡先、またはEY担当者までご連絡ください。

EY Taiwan JBS その他刊行物・セミナー

「台湾投資ガイド」について



これから台湾に進出する場合も、既に台湾に進出している場合も、台湾における会計、税制（法人・個人）、会社法、労働基準法、再編・上場関係など、把握しておきたい台湾制度が凝縮された一冊です。日文の他、中文もあるので、現地台湾人の討論やコミュニケーションもスムーズです。



EY Taiwan JBSセミナー



EY Taiwan JBSでは、年2回、日系企業向けにセミナーを開催しています。夏のセミナーでは、主に台湾の新任赴任者向けの基本制度を、冬のセミナーでは決算直前に押さえておきたいポイントを解説しています。また、共に最新の法令アップデートもご紹介しています。

時期	場所	セミナー内容
2023年12月14日 2023年12月12日	台北(WEB同時配信) 高雄	決算直前事例セミナー／台湾法令アップデート
2023年8月2日 2023年7月28日	台北(WEB同時配信) 高雄	台湾制度基礎セミナー／台湾法令アップデート
2022年12月8日	WEBセミナー	決算直前事例セミナー／台湾法令アップデート
2022年8月3日	WEBセミナー	台湾制度基礎セミナー／台湾法令アップデート
2021年12月8日	WEBセミナー	決算直前セミナー／台湾法令アップデート

弊所連絡先

関連する情報をご希望の方はお付き合いをさせていただいておりますEY担当にご連絡をいただくか、又は以下のいずれかの関連サービス専門担当までご連絡ください。

安永聯合會計師事務所

公司稅務諮詢服務

劉惠雲 稅務服務部營運長
02 2757 8888 88858
heidi.liu@tw.ey.com

林宜賢 執業會計師

02 2757 8888 88870
yishian.lin@tw.ey.com

周黎芳 執業會計師

02 2757 8888 88872
sophie.chou@tw.ey.com

楊建華 執業會計師

02 2757 8888 88875
chienhua.yang@tw.ey.com

蔡雅萍 執業會計師

02 2757 8888 88873
anna.tsai@tw.ey.com

孫孝文 執業會計師

02 2757 8888 88681
jimmy.hw.sun@tw.ey.com

吳文賓 執業會計師

07 238 0011 88990
ben.wu@tw.ey.com

JBS

清本 雅哉 副總經理

02 2757 8888 88830
masaya.kiyomoto1@tw.ey.com

橋本 純也 副總經理

02 2757 8888 88867
junya.hashimoto@tw.ey.com

持木 直樹 協理

02 2757 8888 20652
naoki.mochigi1@tw.ey.com

EY | Building a better working world

EYは、「Building a better working world ~より良い社会の構築を目指して」をパーカス(存在意義)としています。クライアント、人々、そして社会のために長期的価値を創出し、資本市場における信頼の構築に貢献します。

150カ国以上に展開するEYのチームは、データとテクノロジーの実現により信頼を提供し、クライアントの成長、変革および事業を支援します。

アシュアランス、コンサルティング、法務、ストラテジー、稅務およびトランザクションの全サービスを通して、世界が直面する複雑な問題に対し優れた課題提起(better question)をすることで、新たな解決策を導きます。

EYとは、アーンスト・アンド・ヤング・グローバル・リミテッドのグローバルネットワークであり、単体、もしくは複数のメンバーファームを指し、各メンバーファームは法的に独立した組織です。アーンスト・アンド・ヤング・グローバル・リミテッドは、英国の保証有限責任会社であり、顧客サービスは提供していません。EYによる個人情報の取得・利用の方法や、データ保護に関する法令により個人情報の主体が有する権利については、ey.com/privacyをご確認ください。EYのメンバーファームは、現地の法令により禁止されている場合、法務サービスを提供することはありません。EYについて詳しくは、ey.comをご覧ください。

EY台湾は台湾の法律に基づき設立登記された組織であり、安永聯合會計師事務所、安永管理顧問股份有限公司、安永諮詢服務股份有限公司、安永企業管理諮詢服務股份有限公司、安永財務管理諮詢服務股份有限公司、安永圓方國際法律事務所及び財團法人台北市安永文教基金會を含んでいます。詳しくは、ey.com/zh_twをご覧ください。

© 2023 EY Taiwan.
All Rights Reserved.

02073-226Jpn
ED None

本資料は一般的な参考情報の提供のみを目的に作成されており、会計、稅務及びその他の専門的なアドバイスを行うものではありません。具体的なアドバイスが必要な場合は、個別に専門家にご相談ください。

ey.com/zh_tw

EY LINE@

最新情報を入手できます。QR codeをご利用ください。

